令和９年度　船橋市放課後ルーム入所申請に関するFAQ（よくあるご質問）

項目	質問	回答
ショート利用	放課後ルームの通常利用とショート利用の違いは何ですか。	放課後ルームを利用できる時間と、利用料（児童育成料）以外に違いはありません。ただし、放課後ルームで17時以前に開催する各行事には、ショート利用のお子様はご参加いただけません。
	ショート利用の申請方法はどのようにすればよいですか。	放課後ルームの通常利用と同様です。申請時に利用区分を選択していただきます。
	ショート利用を申請したら、自動的に船っ子教室の申請もされますか？	放課後ルーム入所申請書内で同意をしていただければ、同時申請が可能です。
申請書類一式	申請書類はどこで入手できますか。	11月1日(日)より、書類一式を以下の場所で配布しております。 ・船橋駅前総合窓口センター（FACEビル5階） ・各放課後ルーム、児童ホーム、出張所、連絡所 ・放課後児童支援課（船橋市役所本庁舎4階）
提出方法	提出はどのようにすればよいですか。	記入した必要書類を、原則オンラインでご提出ください。 なお、以下方法でも提出は可能です。 ・郵送（宛先：〒273-8501　船橋市湊町2-10-25　船橋市役所 放課後児童支援課） ・窓口持参（船橋市役所4階 放課後児童支援課へ直接持参） **※放課後ルームへ直接ご提出いただくことはできませんのでご注意ください。**
入所申請書	引っ越しの予定がある場合、住所欄はどのように記入すればよいですか。	住所欄には**新住所を記入**し、下段に**現住所と転入時期を記入**してください。 （申請時点で船橋市に住民登録がない場合も上記同様） ※令和９年３月３１日までに住民登録をする場合は申請が可能です。令和９年４月１日以降の船橋市外からの転入は、４月のルーム利用ができません。
	複数の放課後ルーム（第２希望等）を申請することはできますか。	できません。 入学する小学校が未定の場合でも、申請できる放課後ルームは１箇所のみです。 なお、例外として、「特別支援学級のある小学校への入学(転校）を検討している」ことが理由で小学校が未確定の場合は、放課後児童支援課（047-436-2319)へお電話ください。
就労証明書	きょうだいで申請予定ですが、就労証明書はきょうだい分必要ですか？	原本が１部あれば、ごきょうだいの分は写しで差支えありません。 その場合、原本を年齢が下のお子様分として利用ください。
	船橋市保育園の利用申請時に提出した就労証明書を、放課後ルーム申請にも利用できますか。	証明日が令和８年１０月１日以降のものに限り、利用可能です。写しをご提出ください。 ただし、変動勤務の方の場合は、勤務予定表（シフト表）または勤務実績表も併せてご提出が必要です。 なお、すでに保育入園課に提出済みの方については、「保育入園課に提出した際の児童氏名」と「保育入園課に提出済の就労証明書を流用希望である旨」を「放課後ルーム児童状況調査票【B面】」下部の「４.その他」にご記入ください。
	転職予定がある場合、就労証明書は現在の職場のものを提出すればよいですか。	転職先の就労証明書をご提出ください。 雇用予定の就労証明書も有効です。
	フレックスタイム制の勤務で、日によって勤務時間帯が変動する場合は、どのように記載すればよいですか。	原則としては、「就労時間（変則勤労の場合）」に記載し、１か月分の勤務予定表（シフト表）または勤務実績表を添えて提出してください。 ただし、雇用契約上の勤務時間が定まっている場合は、その時間を「就労時間（固定就労の場合）」に記入することも差支えありません。 例）９時～１８時　（コアタイム１０時～１６時）　等
	有期雇用の場合、就労証明書は契約更新の都度提出が必要ですか。	「（雇用契約の）満了後の更新の有無」の「有」または「有（予定）」にチェックが入ったものを令和９年度申請期間中に１度ご提出いただければ、その後は提出不要です。 転職する場合等、申請後に就労状況に変更があった場合は、速やかに放課後児童支援課（047－436－2319）へお電話ください。
	離婚する予定がある場合でも、相手方の就労証明書の提出は必要ですか。	必要です。 離婚が成立するまでは、両親どちらも「保護者」としてみなすため、入所要件確認のための必要書類をご提出ください。住所が別であっても同様です。 なお、離婚調停中の場合は、「調停書類」の提出で差支えありません。

児童育成料減免申請書	減免申請額はどのように記入すればよいでしょうか。	「児童育成料の減免について」をご確認の上、ご記入ください。
主治医の意見書 （医師の診断書）	主治医の意見書は年度ごとに提出が必要でしょうか。	必要です。 なお、保育園利用申請のために提出したもの等、令和８年度中に発行されたものであればその写しでも差支えありません。その場合は「保育入園課に提出した際の児童氏名」と「保育入園課に提出済の主治医の意見書を流用希望である旨」を「放課後ルーム児童状況調査票【B面】」下部の「４.その他」にご記入ください。
オンライン申請	入力途中での一時保存はできますか。	ログインをして申請した場合のみ、可能です。 画面一番下の一時保存ボタンから一時保存してください。
	添付書類を別途提出したい場合はどうしたらよいでしょうか。	「【令和９年度入所】放課後ルーム　不備・不足書類受付」のページ内からご提出ください。
	同居者が５人以上いる場合、どのように入力すればよいでしょうか。	申請フォームは、４人までしか入力ができない仕様になっています。お手数をおかけしますが、設問の最後の自由入力欄に５人以上いる旨入力ください。
	回答内容の訂正はできますか。	システム上で申請が完了した後にご自身で修正をしていただくことはできません。修正したい内容を放課後児童支援課までお電話でご連絡ください。なお、添付した「就労証明書」の内容を修正する場合は、修正した就労証明書を「不備・不足書類受付」のページから再提出してください。
	令和８年１２月・令和９年１月・令和９年３月の利用についても、オンライン上で申請できますか。	できます。 ただし、申請フォームが異なりますので、令和８年度中の利用申請については「【〇月入所】令和８年度放課後ルーム入所申請」からご申請ください。
その他	放課後ルームのクラスの希望は出せますか。	クラスの希望は承ることができません。 学年、男女比、きょうだい関係等を考慮して割り振りさせていただきます。
	入所前に、事前に放課後ルームの様子を見学することはできますか。	できません。 実際に児童をお預かりしている中の為、見学はご遠慮いただいております。
	【通常利用向け】 放課後子供教室（船っ子教室）と併用できますか。	併用できます。ただし、それぞれ利用申請が必要です。 例）・月曜日…放課後ルーム利用　火曜日…船っ子教室利用　【可能】 ・月曜日…放課後ルーム登所後、船っ子教室に一時外出　【可能】